

第3号議案

件名	個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う教育委員会規則の改廃について
提案理由等	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。）の一部改正による、栃木県個人情報保護条例（平成13年栃木県条例第3号。）の廃止に伴い、教育委員会の規則について所要の改廃をするものである。

# 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う教育委員会規則の改廃について

教育委員会事務局総務課

## 1 改廃の趣旨

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正に伴い、教育委員会規則について、所要の改廃をするものである。

※ 他任命権者においても同様の規則改廃を実施する。

## 2 改廃の概要

### (1) 「個人情報の保護に関する法律施行細則」の制定

個人情報の保護に関する法律の一部改正により、全国的な共通ルールが法律で規定されることから、栃木県教育委員会が保有する個人情報の保護に関する事務についての取扱いを定める。

### (2) 「栃木県個人情報保護条例施行規則」の廃止

個人情報の保護に関する法律の一部改正により、本県独自の規定であった栃木県個人情報保護条例が廃止されることから、栃木県個人情報保護条例施行規則を廃止する。

### (3) 「栃木県情報公開条例施行細則」の一部改正

公文書開示決定通知書（別記様式第2号）と公文書部分開示決定通知書（別記様式第3号）を一元化する。

## 3 施行期日 令和5年4月1日

○個人情報の保護に関する法律施行細則の制定

**栃木県教育委員会規則第 号**

個人情報の保護に関する法律施行細則を次のように定める。

令和5年3月 日

栃木県教育委員会教育長 阿久澤 真理

**個人情報の保護に関する法律施行細則**

栃木県教育委員会が保有する個人情報の保護に関する事務について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の施行に関し必要な事項は、別に定めのあるもののほか、個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年栃木県規則第4号）の例による。

**附 則**

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(総務課)

---

○栃木県個人情報保護条例施行規則の廃止

**栃木県教育委員会規則第 号**

栃木県個人情報保護条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

令和5年3月 日

栃木県教育委員会教育長 阿久澤 真理

**栃木県個人情報保護条例施行規則を廃止する規則**

栃木県個人情報保護条例施行規則（平成13年栃木県教育委員会規則第7号）は、廃止する。

**附 則**

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(総務課)

---

○栃木県情報公開条例施行規則の一部改正

栃木県教育委員会規則第 号

栃木県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月 日

栃木県教育委員会教育長 阿久澤 真理

栃木県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県情報公開条例施行規則（平成12年栃木県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(開示請求に対する措置)</p> <p><b>第3条 略</b></p> <p>2 略</p> <p>3 条例第11条第1項の書面は、<u>公文書開示決定通知書（別記様式第3号）</u>とする。</p> <p>4 略</p>	<p>(開示請求に対する措置)</p> <p><b>第3条 略</b></p> <p>2 略</p> <p>3 条例第11条第1項の書面は、<u>次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める通知書</u>とする。</p> <p>(1) <u>公文書の全部を開示する旨の決定をした場合</u> <u>公文書開示決定通知書（別記様式第2号）</u></p> <p>(2) <u>公文書の一部を開示する旨の決定をした場合</u> <u>公文書部分開示決定通知書（別記様式第3号）</u></p> <p>4 略</p>

別記様式第2号を次のように改める。

別記様式第2号 削除

別記様式第3号中「公文書部分開示決定通知書」を「公文書開示決定通知書」に改め、「の一部」を削り、

公文書の名称		を
区 分	全部開示 ・ 部分開示	
公文書の名称		に改

める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(総務課)